



平成25年5月14日

各 位

上場会社名 株式会社 トマト銀行
代表者名 取締役社長 中 川 隆 進
(コード番号 8542 東証・大証第1部)
問合せ先
責任者役職名 経営企画部長
氏 名 谷 口 善 昭
T E L (086)-221-1010

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月8日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成25年6月27日開催予定の第130期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1 変更の理由

- (1) 社外取締役および社外監査役に適切な人材を広く招聘できる環境を整備するとともに、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款に会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結できる旨の規定を、変更案第22条(社外取締役との責任限定契約)および変更案第28条(社外監査役との責任限定契約)として新設するものです。

なお、規定を新設する議案の提出につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行います。

2 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3 日程

変更のための株主総会開催日	平成25年6月27日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成25年6月27日(木曜日)

以 上

(別紙)

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 21 条 (省略) <u>(新設)</u>	第 1 条～第 21 条 <現行どおり> <u>(社外取締役との責任限定契約)</u> 第 22 条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、法の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。
第 22 条～第 26 条 (省略) <u>(新設)</u>	第 23 条～第 27 条 <現行どおり> <u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第 28 条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、法の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。
第 27 条～第 30 条 (省略)	第 29 条～第 32 条 <現行どおり>